

令和8年6月3日

設計担当者各位

管財契約課長

### 中東情勢の影響に対する単品スライド条項の運用等について

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されております。

については、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定を図るため、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 単品スライド条項の運用について

富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（以下「マニュアル」という。）を基本とし、以下のとおり運用する。

##### ○残工期要件（2ヶ月以上）の柔軟な運用

マニュアル「1-2対象工事」では、「残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする」としているが、受注者がスライド請求を希望する時点において、残工期が2ヶ月未満の場合であっても、受発注者で協議し、必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間について確保が可能な場合は、スライド請求を受け付けるものとする。

##### ○実際の購入金額の正当性確認資料の簡素化

マニュアル「1-5-1スライド額算定の方法について」において、「受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。」とあるが、この妥当性の確認方法として、実際の資材購入先を除く他2者以上からの見積書が望ましいが、見積書の入手が困難な場合には、他2者からの見積書の提出を辞退する書面やメール等をもって妥当性の確認とすること

を可能とする。

○「その他の主要な工事材料」について

マニュアル「4-1-1 対象材料の考え方」（その他の主要な工事材料）において、「アスファルト類」、「コンクリート類」以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定することとしているが、当該工事材料として想定される工事材料は下記のとおりであり、受注者から協議等があった場合には、マニュアルに基づき適切に対応すること。

下記の材料の他に、価格の高騰が著しいとの受注者からの申し出があった場合、管財契約課に相談されたい。

<想定される工事材料の例>

- ・塩ビ管、ポリエチレン管
- ・塗料、塗料用シンナー
- ・防水材
- ・軽量盛土材（EPS） 等

（事務担当：工事検査係）